

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(2021/4/1版)

※2021.4.1～ 赤枠部の危機管理レベル1を適用。

学生/教職員	学 生					学生・教職員		教 職 員			
	授業	研究活動 (大学院生)	キャンパスへの 入構(学生)	図書館	課外活動	国内移動	海外出張・ 渡航	教員出勤	教育・研究活動	会議	事務職員出勤
レベル4 レッド	・遠隔授業のみ実施	・学内での研究活動を 全面停止	・入構禁止	・閉館 ・郵送貸出サービ ス	禁止	・新潟県外への移動は強 い自粛 ・県外に移動した場合は14 日間自宅待機	・禁止	・遠隔授業を在宅で実施 ・在宅勤務義務	・在宅での教育、研究と し、教育、研究の準備、継続 に必要な不可欠な場合のみ 入構可	・オンライン会議又は文書 会議のみ可	・事業活動維持のため最 小人数のみ出勤(目安:各 部署2割以下)
レベル3 ピンク	・遠隔授業のみ実施 ・対面許可基準によって特 別許可された授業、実習、 演習、試験のみを実施	・学内での研究活動全 面停止。原則、オンライン等 を活用し、自宅での研究 活動を行う。特別許可を 受けた場合のみ限定し 認める	・入構禁止(やむ を得ない事情の 場合は大学の許 可を得ること)	・閉館(予約制、 人数制限有) ・郵送貸出サービ ス	原則禁止	・新潟県外への移動は強 い自粛 ・県外に移動した場合は14 日間自宅待機	・禁止	・遠隔授業を在宅で実施 ・在宅勤務義務	・在宅での教育、研究と し、教育、研究の準備、継続 に必要な不可欠な場合のみ 入構可	・オンライン会議又は文書 会議のみ可	・5割程度の職員が出勤 運営上必要な業務を絞り、 執務の体制を分割、各部 署原則2チームに分けて、 交互に自宅での勤務を実 施
レベル2 イエロー	・原則、遠隔授業とし、一 部許可された授業を対面 で実施	・原則、オンライン等 を活用し、自宅での研究 活動を行う。特別許可を 受けた学内の研究活動 は認める	・下記(※2)に該 当する学生の入 構を認める	・閉館(予約制、 人数制限有) ・郵送貸出サービ ス	・強い自粛 ・活動を希望する 場合は事前の申 請と許可が必要	・新潟県外への移動は自 粛 ・緊急事態宣言発令都道 府県へ移動した場合は14 日間自宅待機	・禁止	・遠隔授業を在宅で実施 ・在宅勤務推奨	在宅での教育、研究とし、 教育、研究の準備、継続に 必要な場合のみ入構可	・オンライン会議又は文書 会議推奨 ・不要不急の会議中止 ・重要対面会議は感染防 止対策を講じ実施可(※3)	在宅勤務や時差勤務の実 施
レベル1 ブルー	・原則、遠隔授業と対面授 業を併用実施 ・キャンパスに入構する学 生を概ね1/2程度にし、 授業回毎に登校するグ ループ分けを実施	各研究科ガイドラインを 遵守し、指導教員の許可 を得た修士課程で展開さ れる包括的研究活動を 認める	・入構基準を満た している学生の入 構を認める	・閉館 ・郵送貸出サービ ス	・事前の申請と許 可が必要	・自粛または注意 ・感染拡大が見られる他都 道府県との往来(出張、帰 省等)は、さらに慎重に判 断し、極力控える	・自粛	・感染拡大防止に留意し勤 務 ・遠隔授業は、在宅、研究 室、講義室等で実施	・感染拡大防止に留意し、 教育、研究を実施	・オンライン会議を推奨、 感染拡大に最大限の配慮 をして対面会議実施可(※ 3)	・感染拡大防止に留意し勤 務
レベル0 ホワイト (※1)	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

(※1)新しい生活様式を実践する。

(※2)入構を認める学生

①許可された講義、実習、演習、実験の受講

②卒業研究(学部・短大)

(個別指導、キャンパス内にある備品や道具を使用しなければならない場合)

指導教員の許可を得た以下の科目

看護学科:看護研究Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学科:卒業研究Ⅰ・Ⅱ、臨床心理学科:卒業研究、人間総合学科:特別研究、幼児教育学科:保育実践演習

③学務課、CSC、キャリアセンターに事前予約し、許可を受けた場合

④臨床心理センター(別途定める危機管理レベル2行動指針に準ずる。)

改定・変更履歴 2020. 5. 1 指針策定(レベル2(4段階))

2020. 5. 21 指針改定(4段階から6段階へ改定、レベル3(旧レベル2相当))

2020. 6. 1 危機管理レベル変更(レベル3からレベル2へ変更)

2020. 7. 1 危機管理レベル変更(レベル2からレベル1へ変更)

2020. 8. 19 危機管理レベル変更(レベル1をレベル1-1、1-2に細分化)

2020. 9. 1 危機管理レベル変更(レベル1-2からレベル1-1へ変更)

2020. 12. 17 危機管理レベル変更(レベル1-1からレベル1-2(教職員)及びレベル3(学生)へ変更)

2021. 3. 1 危機管理レベル変更(学生:レベル3からレベル1-2)

2021. 4. 1 危機管理レベル変更(レベル1-1、1-2をレベル1に統合し、レベル1に変更)

(※3)「新型コロナウイルス感染症対応に係る講義室等の使用方法について(衛生委員委員長allメール通知20201218)」の基準人数以下(各室1人当たり48m<sup>3</sup>/h)を遵守すること。